

# 富良野市

## 新たな障がい者計画の策定について

共生社会の実現を目指す計画づくり

# 1

## 計画の策定における基本的な考え方

### 計画策定作業における基本的な理解

我が国においては、障害者自立支援法の施行（平成18年）から、障がい者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年に障害者権利条約が批准され、平成28年には障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正など、様々な法制度の改正が行われてきました。

平成30年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」では、基本理念として「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が掲げられています。今後策定される「障害者基本計画（第5次）」でもこれが継承される見込みで、**基本的に国の姿勢に大きな変化はありません**。引き続き、障がい者本人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれています。

#### 視点1

障害のある人が社会のあらゆる活動に参加できるようにするためのソフト・ハード両面における整備

#### 視点2

障害の有無によらず、すべての人の権利が守られ、誰もが生き生きとした人生を送ることができる共生社会の構築

### ▶ 障害者基本計画（第5次）の概要

#### 1. 基本理念（計画の目的）

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

#### 2. 基本的方向

- ① 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- ③ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

#### 3. 各論の主な内容

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. **社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上**
3. **当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援**
4. 障害者特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

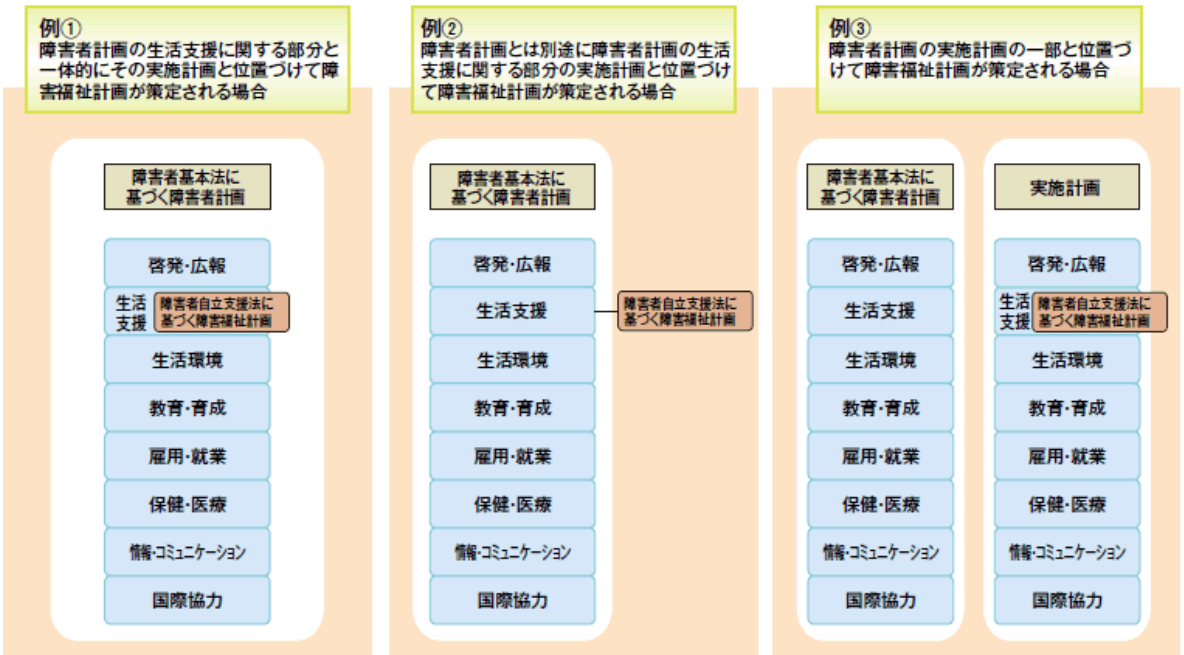
## 策定する計画

今回策定する計画は、「第5期富良野市障がい者計画」です。

なお、障がい（児）福祉計画との整合性の確保・一体的な運用を図るため、将来的な障がい（児）福祉計画との合冊を想定した計画期間を設定することとします。

<b>第5期富良野市障がい者計画</b> （障害者基本法第11条第3項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や北海道の障害者施策の方向性を踏まえ、福祉サービス事業者や支援団体等との連携体制を構築するとともに、障がいのある人を取り巻く課題と具体的な方策を取りまとめる。</li> </ul>
<b>第7期富良野市障がい福祉計画</b> （障害者総合支援法第88条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>富良野市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の計画期間における利用見込みや確保方策を取りまとめる。</li> </ul>
<b>第3期富良野市障害児福祉計画</b> （児童福祉法第33条の20）	<ul style="list-style-type: none"> <li>富良野市の障害児福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の計画期間における利用見込みや確保方策を取りまとめる。</li> </ul>

- 障害者計画は、「障害者基本法」に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。
- 障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ。



(注) 基本計画及び実施計画の項目立ては、国にならった場合。

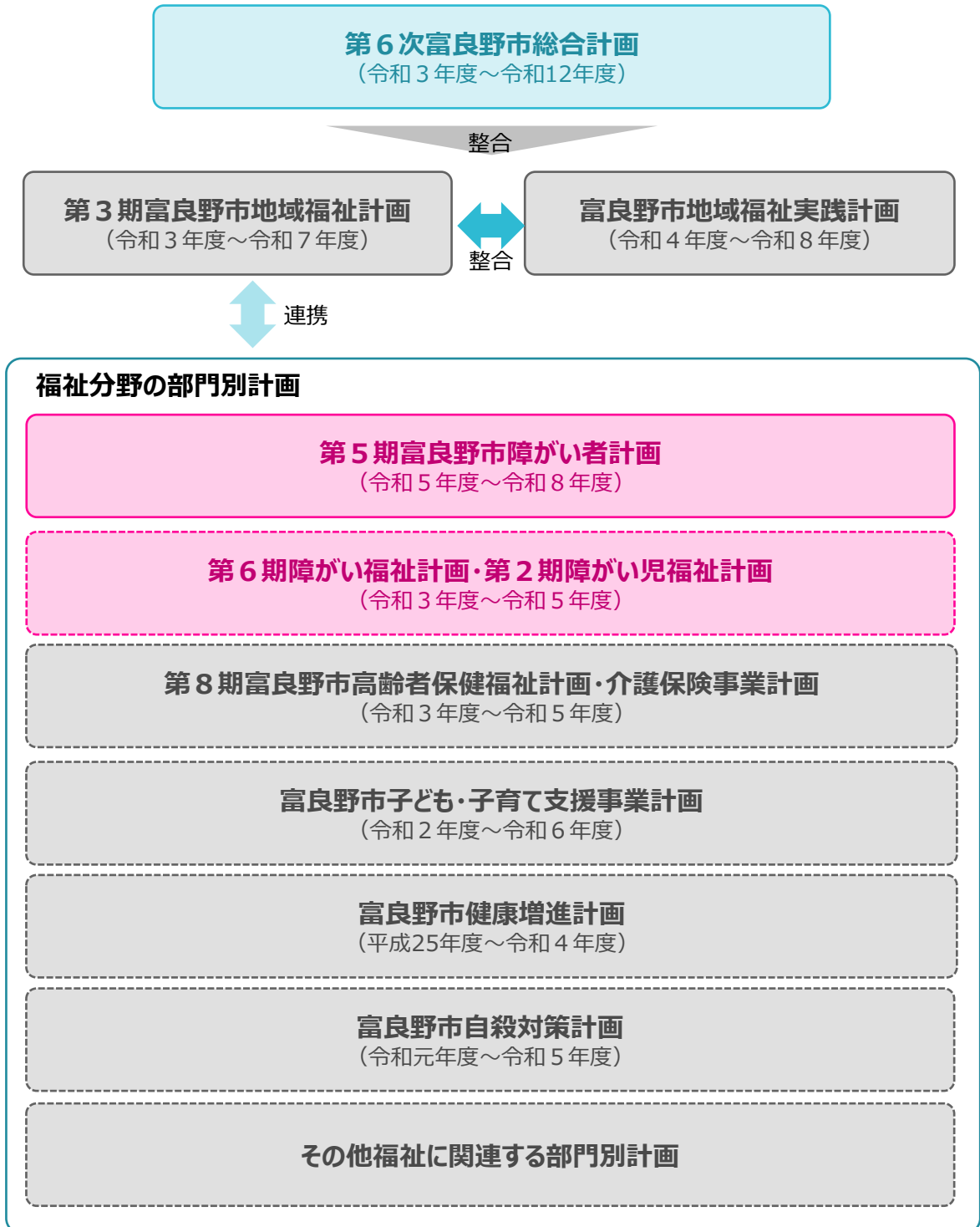
資料：内閣府

## ▶ 計画の期間

「第5期富良野市障がい者計画」は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度の**4年間**とします。

## 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第6次富良野市総合計画」と、福祉分野における上位計画である「第3期富良野市地域福祉計画」に基づき、主に本市における障がいのある人の福祉を実現するために策定される計画の1つです。

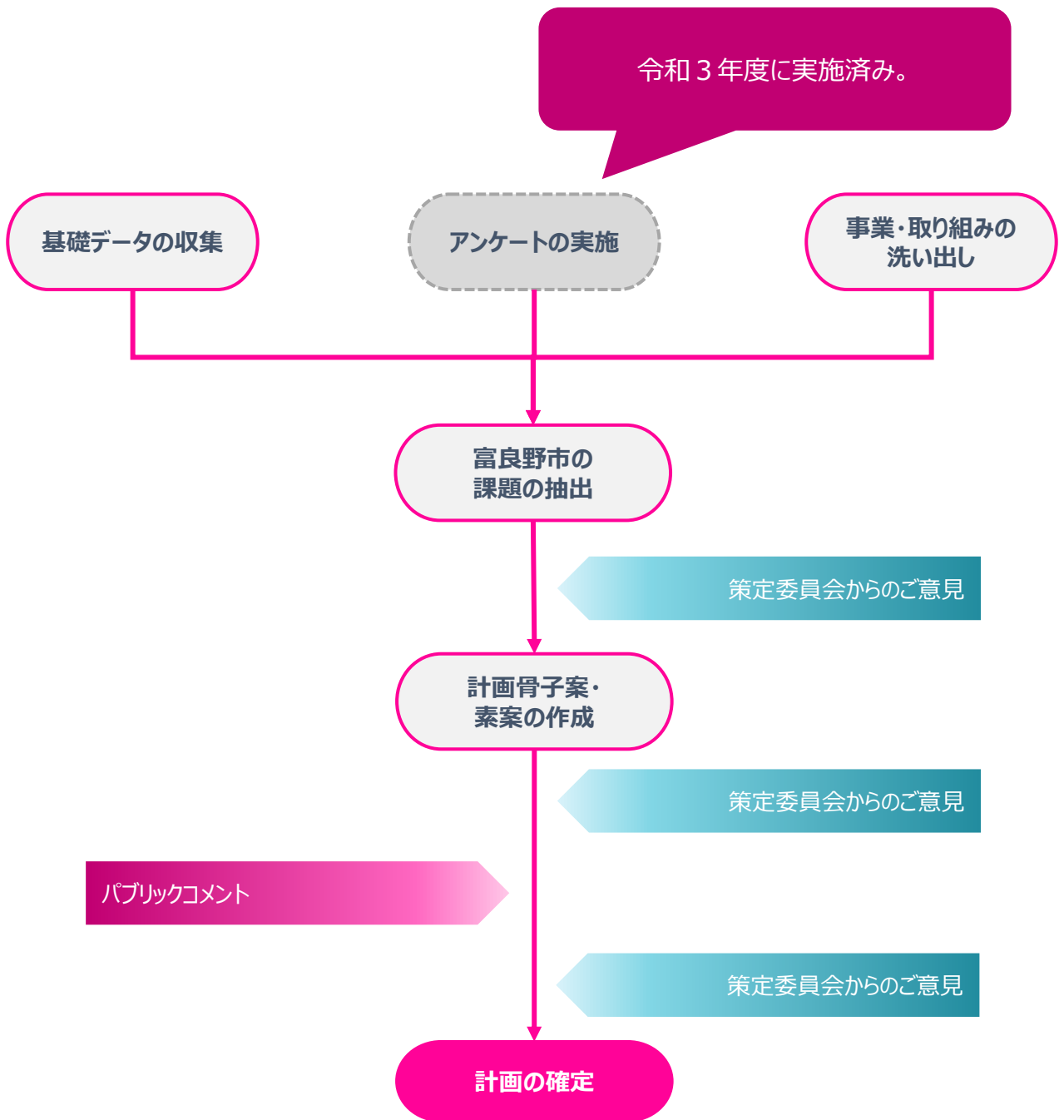


## 2

# 策定プロセス

### 調査・計画策定のフロー

計画策定までの主な作業は以下に示すとおり。



# 3

## 作業スケジュール（令和4年度）

### 作業スケジュール（案）

次のとおり想定します。進捗等を考慮しつつ、適宜調整します。

タスク	2022年						2023年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(2) 統計データの分析と法令・制度、関連計画等の動向整理	■	■	■	■	■					
現行計画の進捗状況の確認	(3) i 調査フォーマットの作成	■								
	ii フォーマットの配布・回収		■							
	iii とりまとめ			■						
計画骨子案・素案の作成	(4) i 計画骨子案の作成・検討				■	■				
	ii 計画素案の作成・検討					■	■			
	iii パブリックコメントの実施						■	■		
	iv 計画の補修正							■	■	
	v 印刷・納品								■	■
(5) 計画策定委員会の開催		★				★	☆		★	

第4回策定委員会は10～11月を予定しています。  
(状況に応じて書面協議を追加で行う場合があります)

### ▶ 想定される会議の時期と協議テーマ（案）

時期		計画策定委員会	
		回	検討内容（例）
2022年度	7月	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務スケジュールに関する説明</li> <li>現行計画の進捗状況報告（中間報告）</li> <li>アンケート結果の報告</li> </ul>
	10月～11月	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画の進捗状況の報告（最終報告）</li> <li>計画素案の検討</li> <li>パブリックコメントの実施に関する説明</li> </ul>
	1月	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの実施結果の報告</li> <li>計画の確定</li> </ul>